

令和7年度前橋市ごみ減量化器具購入費助成金交付要項

令和7年4月1日から適用

取扱担当課

前橋市役所ごみ政策課（2階）

電話 027-898-6272（直通）

027-224-1111（内線3275）

電子メールアドレス gomigenryou@city.maebashi.gunma.jp

本助成金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的	家庭内で発生する厨芥類（生ごみ）の減量とリサイクルを推進するため、ごみ減量化器具（生ごみ処理機）の購入費の一部を助成します。
内容	助成対象者 生ごみ処理機（電動式生ごみ処理機及び生ごみ処理容器）を購入し、次のいずれにも該当する人。助成は一世帯につき一基とします。ただし、生ごみ処理容器のうち密閉型容器については一組（二基）を限度とします。 1 本市に住所を有し、現に居住している者。 2 生ごみ処理機を居住している敷地内に設置し、家庭から出た生ごみを処理するために使用する者。 3 過去5年間、本人又は同一の世帯の者が、生ごみ処理機購入費に係る助成金の交付を受けていない者。 4 令和7年4月1日以降に購入した者。 5 暴力団排除に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。 (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。 (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう以下同じ。）でないこと。 (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者でないこと。 (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者でないこと。 (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこと。 (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者でないこと。 (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者でないこと。 (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者でないこと。

	交付の対象となる経費	次に掲げるごみ減量化器具の本体の購入に要した経費（送料や代引き手数料は除く）とします。ただし、中古品や転売品は対象となりません。 1 生ごみ処理容器は微生物等の活動を利用して生ごみを分解するための容器で、市長が認めるもの。 2 電動式生ごみ処理機は、生ごみを乾燥、発酵又は微生物の活動を利用して分解することにより、減量化又は堆肥化することを目的とする電動式機器（公益財団法人日本下水道協会が定める「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）」（平成25年3月）に適合するディスポーザーのうち、排水処理部が機械処理タイプ（破砕した生ごみを水分と固形物とに分離し、固形物を乾燥させるタイプ）であるものを含む。）で、市長が認めるもの。
	交付金額	1 生ごみ処理容器は、購入費の2分の1に相当する額（100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）で、3,000円を限度とします。 2 電動式生ごみ処理機は、購入費の2分の1に相当する額（100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）で、10,000円を限度とします。 3 上記1、2とも購入費とは、現金及びクレジットカードで支払った額とします。（クーポン利用、ポイントで支払った額は対象外）
	交付条件	1 ごみ減量化器具の機能を良好な状況で保持し、5年以上使用するとともに、適正な維持管理に努めること。 2 ごみ減量化器具により処理したものは、自らの責任において有効に活用すること。 3 市が生ごみ処理に関するアンケート調査を実施する際は、協力すること。
交付手続等	交付申請の方法、時期等	ごみ減量化器具を購入する前に、必ずごみ政策課へ電話、メールまたはホームページのリンクから助成金交付の申し込みをしてください。予算額に達した時点で申し込みの受付は終了します。 なお、電子申請受付システムにより申請を行うこともできます。（請求も同じです。） 令和7年度の受付は上期（令和7年4月1日から令和7年9月30日）、下期（令和7年10月1日から令和8年2月28日）の2期とします。各期とも予算額の2分の1とし、申請額が上期用予算額に達しなかった場合の予算残額は、下期用予算に充当します。 交付申請書兼誓約書兼実績報告書（様式第1号）に次の書類を添付して、申込日から2か月以内（令和8年2月1日以降の場合は令和8年3月31日まで）に申請してください。なお、押印は省略することが可能です。 1 領収書（申請者氏名及び購入品目の名称等が明記されている原本） 2 製造メーカー保証書の写し（電動式生ごみ処理機の場合）（型番、製造番号、保証期間、申請者氏名、住所等が明記されており、購入先がわかるもの）

	【注】押印を省略した場合は、書類の真正性を担保するため、必要に応じ電話等で確認を行う場合があります。
交付決定、確定の時期等	1 申請のあった翌月に決定及び確定します。ただし、3月中に提出がされたものは当月内に決定及び確定します。 2 交付決定及び確定後、交付決定通知書兼確定通知書（様式第2号）により通知します。
請求の方法、支払時期等	1 交付請求書（様式第3号）を提出し、請求してください。 2 補助金の交付決定及び額を確定した日から20日以内に支払います。
交付決定の取消し 又は助成金の返還	1 次の場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消します。 (1) 偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。 (2) この要項、交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。 2 次の場合は、指定された期限までに、助成金を返還しなければなりません。 (1) 助成金の交付を受けた後、助成金の交付決定を取り消された場合は、取消しに係る部分の金額。 (2) 交付を受けた助成金額が、交付の対象となる事業及び経費の実績額に基づき積算し確定した額を超える場合は、超える部分の金額。
申請書等の様式	1 交付申請書兼誓約書兼実績報告書（様式第1号）及び市長が必要と認める書類 2 交付決定通知書兼確定通知書（様式第2号） 3 交付請求書（様式第3号）